

京都市遊泳用プール衛生指導要領

平成5年2月25日	制定
平成5年3月2日	局長通知
平成6年3月3日	改正
平成13年10月17日	改正
平成20年3月31日	改正
平成22年3月23日	改正
令和2年4月1日	改正

1 目的

この要領は、遊泳用プールにおける構造設備及び維持管理に関する指導を適切に行うことにより、水質、設備等を衛生的に確保するとともに、設置者等に対し自主的な管理の徹底を促し、より安全で快適なプールの実現を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において「遊泳用プール」とは、多数人の遊泳に用いられ、プール本体の容量がおおむね100m³以上の施設をいい、「小規模プール」とは、多数人の遊泳に用いられ、プール本体の容量が100m³に満たない施設をいう。

ただし、学校保健安全法に基づき管理されている学校プール及び専ら遊戯用に設置されている保育所等の仮設プールを除く。

3 設置の届出

遊泳用プールを設置しようとする者は、遊泳用プール設置届（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、医療衛生センター長を通じて京都市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 各施設の配置図及び平面図
- (3) プール本体の断面図
- (4) 給水及び排水設備の系統図
- (5) その他保健所長が必要と認める書類

4 変更及び廃止の届出

遊泳用プール設置者は、届出事項を変更したとき又は廃止したときは、遊泳用プール変更届（第2号様式）又は遊泳用プール廃止届（第3号様式）を保健所長に提出するものとする。

5 施設基準

医療衛生センター長は、遊泳用プール設置者に対し別表1 施設基準に基づき指導を行うものとする。

6 維持管理基準

- (1) 医療衛生センター長は、遊泳用プール設置者に対し別表2 維持管理基準に基づき指導を行うもの

- とする。
- (2) 医療衛生センター長は、遊泳用プール設置者等から遊泳用プールにおいて衛生上支障がある旨の報告があった場合には、速やかに必要な指導を行うものとする。

7 遊泳用プール監視票の作成

医療衛生センター長は、遊泳用プール設置届及び医療衛生センターによる調査等に基づき遊泳用プール監視票（以下「監視票」という。第4号様式）を作成するものとする。

8 準用規定

「小規模プール」は、「遊泳用プール」に準じ、設置等の届出、監視票の作成、水質基準の対象施設とし、施設基準及び維持管理基準に適合することが望ましいこととする。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、平成5年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 要領実施日前において建築工事に着手したプールの施設基準については、なお従前の例によることとする。
- 3 既設遊泳用プールについては、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、別表1に規定する施設基準に適合しているものとみなす。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、平成13年11月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 既設遊泳用プールについては、平成14年5月31日までに当基準を達成すること。ただし、改正後の要領別表1の1(7)ウの基準及び別表2の4(5)ウの濁度の検査に係る部分については、平成15年5月31日まで適用を猶予する。
- 3 既設遊泳用プールに係る改正後の要領別表1の1(7)ア(イ)(ウ)の基準については、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、施設基準に適合しているものとみなす。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

別表1 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

- ア 不浸透性材料を用いること。
- イ 給排水及び清掃が容易にできること。
- ウ 周囲から汚水が流入しないこと。
- エ 利用者が見やすい場所に適當数の水深表示を行うこと。

(2) プールサイド・通路等

- ア プール本体の大きさ、利用者数等に応じ十分な広さを有すること。
- イ 舗装材に滑りにくい素材を使用すること。
- ウ 幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分すること。

(3) 給水設備

- ア 給水管が飲用水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、有効な吐水口空間を設けること。ただし、器具等により逆流防止措置のある場合はこの限りでないこと。
- イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。ただし、専用の量水器を設ける以外に新規補給水量を把握する方法がある場合はこの限りでないこと。

(4) 排(環)水口等

- ア 吸い込み事故を防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取付口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。ただし、排(環)水口が多数あり、かつ一つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、一つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。
- イ 排(環)水口の蓋、固定用ネジ・ボルト等による接触けがや蓋等の穴、隙間による吸い込み、吸い付き等を防止するため、材料の形状、寸法、材質及び工法等について十分に配慮すること。また、吸い付き防止等のため、排(環)水口の複数設置等にも配慮すること。

- ウ 吐出口でもポンプの緊急停止時等に吸い込みが生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定すること。

(5) 消毒設備

- ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によること。
- イ プール水中の残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度)が均一になるよう注入口数、注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- ウ 液体塩素等の消毒剤等を安全に保管でき、これによる危害の発生を防止できる設備を設けること。
- エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- オ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 净化設備

- ア 循環ろ過方式等の净化設備を設けること。その能力については、次のとおりとすること。

- (ア) 利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、隨時、浄化能力を確認すること。
- (イ) 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。
- (ウ) 夜間、浄化設備を停止するプールの場合は、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。
- イ 取水口等はできるだけプール水の水質が均一にできる位置に設けること。
- ウ 循環ろ過装置の処理水は、その出口における濁度が0.5度以下であること(0.1度以下が望ましいこと。)。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。
- (7) オーバーフロー水再利用設備
- ア オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。
- イ 唾液、たんを処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、オーバーフロー水を再利用する場合は、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。
- (8) 適用除外
- 海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度が保てる構造である場合は、(5)及び(6)に掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

2 付帯設備

- (1) 更衣室
- ア 男女を区別し、双方及び外部から見透せない構造とすること。
- イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
- (2) シャワー設備
- ア 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設けること。
- イ 通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、排水が容易にできる構造とすること。
- ウ 洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。
- (3) 便所
- ア 男女別に利用者数に応じた十分な数を設けること。
- イ 床には不浸透性材料を用い、衛生的管理が容易に行える構造設備とすること。
- ウ 原則として、水洗式とすること。
- エ 専用の手洗いを設けること。
- (4) うがい・洗面・洗眼設備、上がり用シャワー
- ア プールサイドに、うがいができる、遊泳者が唾液、たんを吐くための設備を設けること。
- イ 衛生的に管理使用できる、うがい・洗面・洗眼設備、上がり用シャワーを遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要数を設けること。
- ウ 飲用に適する水を供給すること。
- (5) くずかご
- 適当な場所に必要な数を備えること。
- (6) 照明設備
- 屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口、水深等の表示、付帯設備が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が100ルクス未満となっても差し支えないこと。

(7) 換気設備

ア 屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。

イ 効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

(8) 消毒剤等保管管理設備

ア プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。

イ 施錠可能な設備が望ましい。

(9) 監視室

監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るため、必要に応じ監視室を設け、次の事項を満たすことが望ましい。

ア プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体を見渡せる場所に設け、前面を開放又はガラス張り等とすること。

水域全体を見渡せる場所に設けることができない場合は、監視台の充実等により監視室の機能補完の措置を講じること。

イ 電話や緊急時の連絡先一覧表、従事者の役割分担表等を備えること。

(10) 救護室・医務室

プール利用者のけがや急病に備え、必要に応じ救護室・医務室等を設け、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(11) 救命具

プールサイド等に救命具を備え、必要な場合、直ちに使用できるようにしておくこと。

なお、AED(自動体外式除細動器)も、救護室、医務室等の適当な場所に配備することが望ましい。

(12) 放送設備

ア プールを安全に管理するため、プール利用者に対する危険発生等の周知の手段を確保すること。

イ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設し、緊急時等に監視員と管理責任者が円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(13) 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(14) 看板・標識類

排(環)水口の位置等の危険箇所の表示、利用上の注意・禁止事項、毎日の点検結果等を入口その他、利用者の見やすい場所に見やすい大きさで掲示することが望ましい。

別表2 維持管理基準

1 管理体制の整備

適切かつ円滑な安全管理のため、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えること。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることや各役割を重複して担うことも差し支えない。

(1) 管理責任者

プールの安全及び衛生に関する知識を有する者が当たり、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営に当たること。

(2) 衛生管理者

プールの安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者が当たり、プールの衛生及び管理の実務を担当すること。

(3) 監視員

ア 一定の泳力を有する者等が当たり、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

イ プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数を配置すること。

(4) 救護員

ア 救急救護訓練を受けた者が当たり、プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護に当たること。

イ 施設の規模に応じ、緊急時に速やかに対応が可能となる数を確保すること。

2 水質基準

(1) プール水は、常に次の水質基準で定める状態に維持されていること。

ア 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、1.2mg/L以下であること。

エ 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。

オ 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。

カ 大腸菌は、検出されないこと。

キ 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。

ク 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

(2) その他

ア オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用するプール

(1)水質基準のアからエまで及びカからクまでに定める基準を適用すること。

イ 海水又は温泉水を原水として使用するプール

(ア) 常時清浄な用水が流入し清浄度が保つことができる場合には、(1)水質基準のエ及びオに定める基準については適用しなくても差し支えないこと。

(イ) 原水の性状によっては、(1)水質基準のアからオまで、キ及びクに定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

3 プール水の管理

(1) プール水

ア 浮遊物等汚染物質を除去し、常に消毒を行うこと。

イ 遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）がプール内で均一になるよう管理すること。

ウ 新規補給水量及び時間あたり循環水量を常に把握すること。

エ 温度は、原則として22℃以上とし、均一になるよう配慮すること。

(2) 水質検査

水質検査の実施回数は次のとおり定期的に行うこと。

ア 遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を行うこと。

イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上行うこと。

ウ 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこと。

エ 利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合は、遊離残留塩素濃度をはじめとする水質検査の回数を適宜増やすこと。また、他の水質検査についても同様とすること。

(3) 改善措置(水質基準不適の場合)

水質検査の結果が、2(1)の基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌又は総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度が0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/Lを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において、二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(4) 水質検査の採水地点

ア 原則として、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近とすること。

イ 他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

4 プール設備等の維持管理

(1) プール設備

ア 入替え式プール

(ア) 少なくとも5日に1回、プール水の全量を入替えること。

(イ) 常に水質を把握し、利用の状況等によっては、5日に1回より短い期間ごとに入替えるよう努めること。

(ウ) 全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃より藻の発生防止に努めること。

イ 一定期間使用のプール

使用開始前及び使用終了後、十分な清掃及び設備の点検整備を行うこと。

ウ 通年使用のプール

随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(2) プールサイド・更衣室等

プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検を行うこと。

(3) 排(環)水口

ア 日常の点検

目視、触診及び打診により、蓋等がネジ・ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検すること。

イ 使用期間前後の点検

水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、固定用ネジ・ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取付口には吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認すること。

なお、通年使用のプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で点検を行うこと。

(4) 消毒剤及び消毒設備

ア 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤は、適切に管理すること。また、消毒剤が消防法（昭和23年7月24日法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）に規定される危険物に該当する場合は、これらの法律等に定める規定を遵守すること。

なお、プールの消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和26年6月7日法律第204号）、労働安全衛生法等関係法規等に定める規定を遵守し、適切に管理すること。

イ 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(5) 净化設備

ア 原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。

イ 净化設備が運転時間内で净化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあっては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

ウ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、净化設備が正常に稼動していることを確認すること。

(6) プール水の循環系統

ア 随時清掃し、常に清浄を保つこと。

イ 常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。

ウ オーバーフロー水を再利用する場合は、十分な净化、消毒を行うこと。

(7) シャワー水

洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。

(8) その他

ア プール水、シャワー水等の排水にあたっては、環境保全にも十分配慮すること。

イ 屋内プール(二酸化炭素濃度)

(ア) 空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。

(イ) 2箇月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。

(ウ) 測定方法等

　a 施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

　b 施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。

　c 基準に適合しているか否かの判定は、使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

ウ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響等を考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

エ プールの使用時間終了後、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

オ 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日健衛発第95号)等を参考にし、適切に管理すること。

　その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

5 利用の管理

(1) 遊泳の制限

ア 次の者は、遊泳をさせないこと。

(ア) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者。

(イ) 泥酔者

(ウ) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者

イ 単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

(2) 水質の維持管理の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

(3) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(4) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(5) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。

　なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

(6) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

6 その他

(1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録、これを3年以上保管すること。

(2) プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに医療衛生センター長を通じて保健所長に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに医療衛生センター長を通じて保健所長に報告すること。

(3) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

(4) 緊急時の措置等に関し、従業者に対し十分な教育及び訓練を行うとともに、緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めたマニュアルを整備すること。